市道の路線認定、変更又は廃止に関する基準

(総則)

1 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第8条の規定により市道の路線を認定する場合又は法第10条の規定により市道の路線の廃止若しくは変更をする場合についての必要な事項を定め、適正な市道路線網の整備を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 公道 法第3条に規定する道路をいう。
 - (2) その他の築造道路 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)、土地改良法(昭和24年法律第195号)、都市再開発法 (昭和44年法律第38号)その他の法令に基づき道路を管理することとなる者と事前 に協議のうえ築造される道路をいう。
 - (3) 私道 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第3号若しくは第5号に規定する道路をいう。

(認定対象道路)

- 3 路線の認定の対象道路は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市の事業で施行する道路
 - (2) その他の築造道路
 - (3) 国または県が管理する道路との移管によって、市道として存置する必要のある 道路
 - (4) 一般交通の用に供せられている私道

(路線の認定の基準)

- 4 路線の認定は、道路が系統的で交通上必要であるもののほか、次に掲げる基準の各 号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 起終点がそれぞれ公道または公共施設に接続している道路
 - (2) 起点が公道に接続するP字形状道路(その他P字形状に類するものも含む)
 - (3) その他公益上市長が特に重要と認める道路
- 5 認定対象道路の構造等は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認める場合はこの限りではない。
 - (1) 幅員は4メートル以上であること。(法第48条の13第2項に規定する自転車 歩行者専用道路については、沼津市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第13号)第2条及び沼津市道の構造の技術的基準に関する規則(平成25年3月29日条例第19号)第10条第2項に定める幅員)であること。
 - (2) すみ切が両側にあること。
 - (3) 舗装され排水機能があり、交通安全及び維持管理に支障が生じるおそれのないこと。
 - (4) 特定の目的に使用されるものでないこと。

- 6 前項に定めるもののほか次の各号のいずれにも該当する場合は、私道を市道の路線 に認定することができる。
 - (1) 底地が市に寄付・帰属されていること。
 - (2) 道路用地の分筆登記が完了し、境界が明確にされていること。
 - (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - (4) 道路の占用物件その他工作物等が通行に支障がないよう設けられていること。

(路線の変更又は廃止の基準)

- 7 路線が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを変更し、又は廃止することができる。
 - (1) 道路の新設又は改築によって存置の必要がないと市長が認めた場合
 - (2) 公益上特に他の目的に必要とするもので、路線の廃止をしても支障がないと市長が認めた場合
 - (3) 付近の交通状況、沿道土地の情勢の変化等の理由によりこれを廃止しても支障がないと市長が認めた場合

(委任)

8 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- この基準は、昭和45年4月1日から施行する。
- この改正は、平成13年11月8日から施行する。
- この改正は、令和6年4月1日から施行する。